

建設リサイクル法に関する届出等の手続き案内

1. 届出が必要な建設工事

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材（※1）を使用する新築工事等で、一定規模以上の工事（※2）について、発注者（施主）又は自主施工者の方は建設リサイクル法に基づく届出を行う必要があります。

※1 特定建設資材とは

- (1) コンクリート
- (2) コンクリート及び鉄から成る建設資材
- (3) 木材
- (4) アスファルト・コンクリート

※2 一定規模以上の工事とは

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計：80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計：500㎡以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負代金の額：1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金の額：500万円以上

2. 届出書の提出期限

対象建設工事の発注者（施主）又は自主施工者の方は、分別解体等の計画等を、工事を着手する日の7日前までに柏市長に届け出る必要があります。

例：4月1日に対象建設工事を着手する場合は、届出書の提出は3月25日までです。

3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
	届出書の提出期限	← 工事を着手する日の7日前まで						着手日

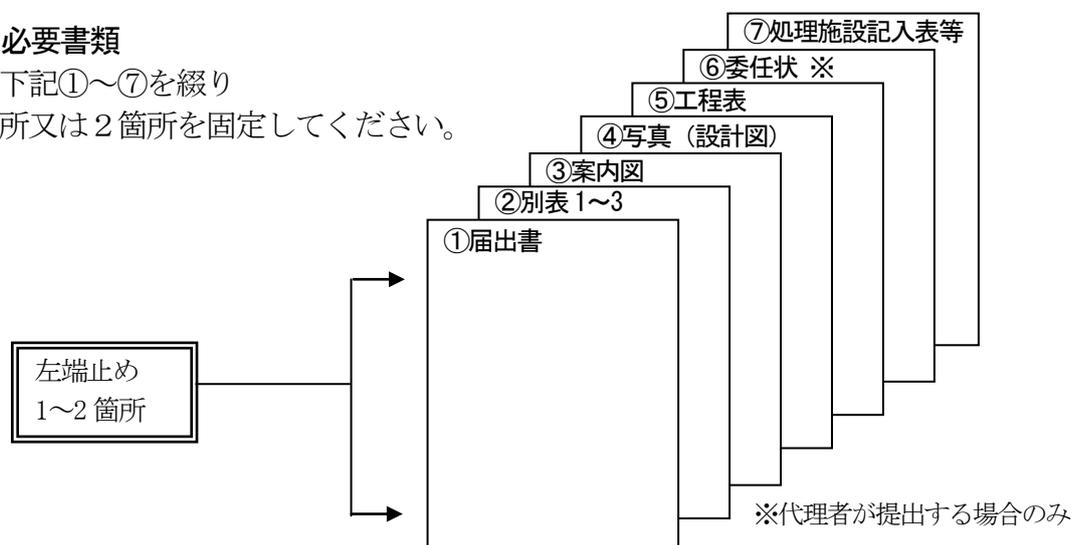
3. 届出書の提出部数

届出書の提出部数は、正本1通及び副本1通です。

4. 届出書の必要書類

届出書は下記①～⑦を綴り

左側1箇所又は2箇所を固定してください。



届出書の必要書類	
①届出書（様式第1号）	
②分別解体等の計画等（別表1～3）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に係る解体工事の場合：別表1 ・建築物に係る新築、増築、修繕工事等の場合：別表2 ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合：別表3
③案内図	当該対象建設工事を含む地域の地図などに、当該対象建設工事を施工する場所に朱色で着色して明示してください。
④現状を示す明瞭な写真又は設計図	<p>写真の場合（解体工事）：建築物等の性状に応じた必要な図面（立面図等）を添付してください。なお、A4サイズ以外の図面はA4に折りたたんでください。</p> <p>設計図の場合（新築工事又は増築工事）：全体的な外観写真を1面以上、A4サイズの台紙に貼付して下さい。写真のサイズはサービス版、キャビネ版、パノラマ版等として下さい。なお、写真は、インスタント写真、デジタルカメラで撮影した写真（プリントアウトしたものに限る。）でも構いません。</p>
⑤工程表	任意の書式により作成してください。
⑥委任状	発注者（施主）又は自主施工者の方以外の代理者が届け出る場合は、委任状が必要です。
⑦処理施設記入表等	建設発生木材の処理方法（処理施設の名称及びその所在地等）を明記した書類。なお、法令等による添付義務はありませんが、千葉県における建設発生木材の不適正処理の防止やリサイクルを推進するため、ご協力をお願いするものです。なお、当該工事に発生木材が含まれない場合、この書類の添付は不要です。

※①、②、⑥及び⑦の様式・参考書式は柏市建築指導課のホームページからダウンロードできます。

5. 届出書を提出する窓口

対象建設工事の施工場所（市町村）により窓口は異なります。

柏市内で工事を施工される場合は柏市都市部建築指導課（柏市柏 255-1 柏市役所分庁舎2）の窓口へ提出してください。

6. お問い合わせ先

部署：都市部建築指導課

住所：柏市柏 255-1

建物名称：柏市役所分庁舎2 1階

電話番号：04-7167-1145